

令和元年度 第3回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和元年6月11日(火)午後3時30分から4時42分

開催場所 御殿場市役所 東館 2階 203会議室

出席委員 (29人)

1番 田代 正十志 君	2番 中村 克則 君
3番 長田 正次 君	4番 大胡田 直良 君
5番 勝間田 實 君	6番 瀬戸 久志 君
7番 小宮山 光文 君	8番 勝亦 里沙 君
9番 田代 みよ子 君	10番 勝又 英夫 君
11番 芹沢 秋雄 君	12番 渡邊 厚雄 君
13番 内海 富夫 君	14番 高杉 優 君
15番 杉山 充男 君	16番 芹澤 雅司 君
17番 伊倉 隆義 君	
19番 勝又 洋一 君	20番 土屋 壯一 君
21番 坂本 登志雄 君	22番 池田 靖 君
23番 瀬戸 昭一 君	24番 勝亦 啓二 君
25番 土屋 民治 君	26番 芹澤 彰夫 君
27番 勝間田 仁 君	28番 岩瀬 茂 君
29番 高杉 昇 君	
31番 田代 三郎 君	

欠席委員 (2人)

18番 長田 清一 君	30番 土泉 清司 君
-------------	-------------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 議案第15号 平成30年度の活動の点検・評価の決定について
議案第16号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から令和元年度第3回総会を開会いたします。

ここで本日の出席の報告ですが、農業委員会委員 出席11名、農地利用最適化推進委員18名の出席で、過半数を超えておりますので本会議が成立することを報告します。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 7番 小宮山光文委員、8番 勝亦里沙委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第5号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。6月11日報告。今月の4条報告は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第6号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。6月11日報告。今月の5条報告は3件でございます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第47号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。6月11日提出。今月の3条は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 0.80 m²

譲受人は、農家分家住宅に設置する合併処理浄化槽の排水管理設のため譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

こちらの区分地上権とは、他人の所有する土地の地下または地上について、上下の範囲を定めて工作物を所有するために設定する地上権のことで、農地に設定する場合は3条許可申請で対応いたします。この場合、農業を営むための所有権移転とは異なりますので、今ご覧いただいております議案書の3ページの一番右側に耕地面積・稼働人数というのがあるんですけども、こちらが整理番号2と比べまして0という表記になっておりますのでご注意くださいと思います。また、整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 26 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2について、5月14日、前回の農業委員会で農地法第5条の転用の許可申請を提出されており、一度そこで決定をしておりますが、譲渡人とその当時の譲受人より5月17日付で農地法第5条許可全部取消願の提出があったため、これをもって農地法第3条第2項の各号には該当しないこととなり、許可要件のすべてを満たすと考えております。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 194 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 427 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

番号1ですが、6月4日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
内容については、父である譲渡人の所有地に、これからの将来の安定を考え、農家分家住宅を建設したい為、合併浄化槽（7人槽）を設置し、排水管を埋設する為のものです。

効率的利用、耕作管理計画及び下限面積については、区分地上権設定申請の為、該当ありません。

転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、師匠の無いように行うとのことです。

以上でございます。

23番委員

番号2ですが、6月6日、譲受人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり問題ございません。また、内容についても間違いはありませんでした。

内容については、譲受人は、新東名建設の際に隣接の土地を売却したため、規模拡大により残地の形成を整えるために隣地である農地を買い入れるための申請でございます。適正と判断いたします。

効率的利用につきましては、取得する農地は自宅に接する場所にあります。農作業は稲作が中心で、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ1台を所有し、新たに取得する農地も同様に利用するそうです。また、従事者は農作業歴20年でございます。妻と長男の3人世帯でございます。以上のことから、取得する農地は効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は田として活用されており、今後も田として利用する予定ということでございます。

下限面積については、現在所有する農地はすべて田で4,782㎡でございます。今回の取得で26㎡を含めると4,808㎡となり問題はありません。

転貸しはありません。

地域との調和については、取得後における農業において、現場及び現状から見て、周辺地域の農業上の利用に支障を生ずる恐れはありません。

以上でございます。

27番委員

番号3ですが、6月5日、申請人双方と現地及び各自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

内容については、経営規模拡大の為、買い受ける為の申請で、問題ございません。

効率的利用については、取得する農地は自宅から800m、近距離ですので特に問題なく、本人夫婦、長男夫婦、計4人で農業に従事しております。農機具につきましても、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機等を所有しておりますので、支障ございません。新たに取得する農地については、畑として利用することです。以上のことから、取得する農地も効率的に耕作管理すると思われます。

耕作管理計画ですが、現状は畑として活用されており、今後も野菜を耕作する予定ということですので。

下限面積ですが、現在所有する農地は 6,146 m²で、今回の申請地を合わせまして 6,340 m²となりますので、問題ありません。

転貸しはございません。

地域との調和については、地域農業集落、部農会等の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うということでございます。

以上でございます。

27番委員

番号4ですが、6月5日、申請人双方と現地及び譲受人自宅にて調査いたしました。申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。内容に関しましては、経営規模拡大の為であり問題はございません。

効率的利用についてですが、取得する農地は譲受人の自宅から 500mという距離でございます。農業に従事する者は、本人夫婦2名でございます。農機具につきましても、トラクター、耕運機を所有しており、問題ございません。新たに取得する農地については畑作用として利用するというので、以上のことから、新たに取得する農地も効率的に管理されると思われま。

耕作管理計画についてですが、新たに取得する農地は畑として活用されており、今後も畑として利用する予定ということです。

下限面積については、現所有農地は 4,787 m²で、今回所得面積と合わせますと 5,214 m²となり、問題ありません。

転貸しに関しましても問題ございません。

地域との調和については、地域部農会等の取決めに従うということですので、問題ございません。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

10番委員

2点、確認させていただきたいです。

まず、番号1の関係ですけれど、この合併浄化槽の排水管の埋設ということなんですが、これは地図から見るとよく分からないんですけれど、どちらのほうに流れて、その排水が特に問題は無いのか、近隣、周りの人たち、それを確認させてもらいたいです。

あと、番号2の 26 m²なんですが、この地図でいくと、よく確認できないんですけど、トラクターで作るということなんですけれど、農地が隣接しているんですか。

事務局

隣接しています。元々、隣接している土地を譲受人が持っているんですけれど、今回取得する土地がたまたま、譲渡人の農地が一部残ってまして、新東名のネクスコさんの買収の関係で若干だけ残っているんです。で、元々そこを使っていたらいいんですけども、今回、権利の移転を正式にしたいということで届出がありまして、隣接をしております。

排水管のほうも、お配りした地図ですと分かりにくくて申し訳ないんですけども、今回、農地を通して排水をしております、ちょうど「3許-1」というところの、「数字の3」と「許可の許」の間のところに水路が通っております、そこに排水をしたい

ということで届出がされております。ですので、こちらの排水先が水路のちょうどグレーチング、蓋が開いているところに排水を取り出して管理をしやすいという申し出がありましたので、今回、この場所を通して出したいという届出になっております。

10番委員

近隣の住民から、特に問題はありませんか。

事務局

合併処理浄化槽に関しましては、一応、国土交通省ですとか農林水産省の大臣の認定を受けているものなので、原則としては、今ですと部農会さん等の同意書とかを不要という扱いにしてくださいということで、何年か前にちょっと指導が来ている設備になっておりますので、基本的には同意がなくても排水が出来る設備になってしまっております。

会長

他にご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

次に、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第12号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。6月11日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 500.12 m²

転用内容は、駐車場 20 台の整備です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されません。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

番号1ですが、6月4日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、近隣企業からの申し出により、事業拡大に伴い、自社の従業員の車両置場の確保が早急に必要とのことであり、周辺で駐車スペースとして確保できる場所は当該地しかないとの申し出がありましたので、駐車場に造成し、賃貸駐車場とし

て転用したく、申請に至りました。このような理由の為、必要性があり、やむを得ないと判断します。

資金については、土地整地費 669,600 円を自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後、すぐに着工したいとのことです。

他法令は該当しません。

転用面積は 500.12 m²ということで、事業目的（普通車両 20 台の駐車場）から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、転用することにより付近の被害の恐れはないと考えますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上でございます。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

20 番委員 最終的には、近隣の工場が駐車場として使用ということだと、4 条ではなくて本来 5 条の申請でやるべきではないかなと思うんですけど。

事務局 今回は土地の整地を土地所有者自身が行うため 4 条の申請になっております。その駐車場を借りる側が整地するということでしたら農地法の 5 条の申請になってくるんですけども、今回は土地の所有者自身が土地の整地を行うため、4 条の申請となっております。

会長 他にご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。6 月 11 日提出。今月の案件は 3 件でございます。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 田 298 m²

転用内容は、使用貸借により専用住宅 1 棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 3,173 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。番号3と一体事業です。

農地の区分は、静岡県御殿場合同庁舎から 300m以内にある農地のため、第3種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,006 m²

転用内容は、賃貸借により太陽光発電設備の設置です。番号2と一体事業です。

農地の区分は、静岡県御殿場合同庁舎から 300m以内にある農地のため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

番号1ですが、6月4日、申請人双方と譲渡人自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲受人は現在借家にて家族5人で生活しておりますが、将来の生活の安定を考え、家族内にて話し合い農家分家住宅の建築を計画し、父親に相談したところ、申請地を提供してくれることとなりました。このような理由の為、必要性がありやむを得ないと判断いたします。

資金については、金融機関からの借入で対応するとのことです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後、すぐに着工したいとのことです。

他法令については、都市計画法については、農家等の分家住宅の土地基準を満たしているとの回答を得ています。

転用面積は298 m²で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、影響は無いと考えますが、万が一被害を与えた場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上です。

2 番委員

番号2ですが、6月3日、譲受人とは電話にて、譲渡人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、双方とも本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人は、これまで申請地を一人で耕作管理してきましたが、高齢となり管理が困難となってきており、後継者も病気で農業に従事することが困難なため、太陽光発電施設を設置することになりました。やむを得ないと判断します。

資金については、自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令には抵触しておりません。

転用面積についてですが、事業目的から適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、万が一周辺に影響が出た場合は、自己責任で解決するとのことです。

以上です。

2番委員

番号3ですが、6月4日、申請人双方と電話にて調査いたしました。

転用理由についてですが、譲渡人は高齢であり住まいも市外在住で、今まで申請地の隣地所有者に管理をしてもらっていましたが、その管理が困難になってきたということで、太陽光発電施設を設置することになりました。やむを得ないと判断します。この太陽光発電施設ですが、21年間の賃貸借を結んでおりまして、将来的には返されるわけですが、譲渡人としては、この機会に隣地の所有者に所有権を移したいということです。

その他の許可要件については、整理番号2と同様で、すべて適合しております。

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。6月11日提出。

公告予定日6月12日の利用集積計画となります。本議案における計画は5件で合計面積が9,970㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

それでは整理番号1から説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計9筆 9,970㎡

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第15号 平成30年度の活動の点検・評価の決定について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第15号 平成30年度の委員会活動に関する点検・評価について、別紙のとおり定めたので委員会の決定に附す。6月11日提出。

5月の総会にてご説明いたしましたが、再度、本議案の趣旨について、簡単に説明させていただきます。

平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会は区域内の農地利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価の結果を、市のホームページで6月30日までに公表することが適当とされています。このことに伴い、当農業委員会も、昨年度の点検・評価及び今年度の活動計画を決定、公表するものです。

本議案につきましては、5月14日の第2回農業委員会総会にてご協議いただいておりますが、総会后5月20日までに、修正項目の意見はありませんでしたので、本案を修正することなく、正式な活動の評価として決定し、国への報告及び公表してよろしいかと諮りするものです。なお、内容については5月の総会時と同じものになりますので、報告のみ読み上げをさせていただきます。

(内容の説明)

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

会長

続きまして、議案第16号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第16号 令和元年度の委員会活動に関する目標及び計画について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。6月11日提出。

本案も議案第15号と同様に、5月の総会にて当農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご協議いただいておりますが、総会后5月20日までに修正等のご意見はありませんでしたので、本案を修正することなく、正式な活動計画として決定し、国への報告及び公表してよろしいかお諮りするものです。なお、本案は5月の総会時と同じものになりますので、項目のみ読み上げさせていただきます。

（内容の読み上げ）

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

（報告事項）

1. 農業施策に関する要望事項等の提出について
2. 農地利用状況調査について

次に依頼事項となります。農地の利用状況調査のお願いです。この時期になりますと毎年実施しております農地法に基づく調査となります。調査内容につきましては担当の土屋のほうから説明させていただきます。

事務局

それでは、担当地区をお持ちいただいている農業委員さんの委員の方々に農地利用状況調査を依頼いたしますので、ご説明をいたします。

担当いただく委員様には、配布資料としましてお手元に封筒、封筒の中にはA4の「農地利用状況調査について」という両面印刷のもの1枚と記入例、配布地図番号一覧、調査用の地図、参考の航空写真、赤青鉛筆が入っております。ご確認をお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。

（内容説明）

以上でございます。

次に配布物のご案内です。

事務局

(報告事項続き)

3. 農業者年金の相談会について
4. 会議等出席依頼（報告）について
5. 勉強会（農業者年金）について
6. J G A P 認証について
7. 次回総会 7月10日（水）午後2時00分 御殿場市民会館 第7会議室

それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回総会を閉会いたします。

事務局長

議 長

議事録署名人

7番

議事録署名人

8番
